

の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

国庫補助率は50%（内地、北海道）・60%（奄美）及び75%（沖縄）であり、平成8年度には継続1,393地区の事業を実施するとともに、446地区について新規着工を行った。

また、都市に比較して立ち遅れている生活排水処理施設の整備促進を図るため、地方単独事業を活用した農業集落排水緊急整備事業（平成5年度から平成12年度までに着手する事業）を継続して実施した。

表23 農業集落排水事業の実施状況

	(単位：千円)	
	7年度	8年度
農業集落排水事業	127,194,955	138,347,149

(6) 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、

採択面積は、生産基盤整備事業に係る受益面積の合計が都道府県営事業の場合は60ha以上、市町村営事業の場合は20ha以上である。

補助率は、農林水産省55%、北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

8年度における実施地区数は、403地区

	7年度 (千円)	8年度 (千円)
中山間地域 総合整備事業	41,148,330	47,398,500

第8節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良法施行令の改正

平成9年度予算の成立に関連した土地改良法施行令の一部改正の主な内容は次のとおりである。

火山灰土壌地域等において長期間にわたり進行する農用地の土壌の侵食又は崩壊に起因して農作物の生育が阻害されること等を防止するための事業が創設された。また、泥炭土地域における土壌の特性に起因する地盤沈下に対応するため、工種として暗きょ排水を追加するなど地盤沈下対策事業が拡充されるとともに、中山間地域等において、農用地又は農業用施設の災害を未然に防止するため行う土地改良施設整備事業について、景観に配慮した整備が行えるよう工種として整地及び暗きょ排水の追加等の拡充が行われた。

さらに、畑作の担い手の経営の改善を図るため、畑地帯を対象とする土地改良事業を再編し、担い手のウエイトが高い区域を対象として、都道府県営事業として行う総合的な事業とともに、畑地帯においてきめ細かなほ場条件の整備を実施するための団体営の土層改良事業が創設された。

また、ほ場整備事業のうち新技術を導入して施行する工事に対する補助率の嵩上げ措置を、北海道、奄美群島及び離島における都道府県営事業とともに、団体営事業にも適用するための規定が整備されたほか、作付区分の明確化により作付地の集団化を図る事業、都道府県営土地改良総合整備事業、担い手育成基盤整備事業、農業用用水路のパイプライン化を中心とする省力化対策特別型について奄美群島等内地以外の区域内で実施する場合の国の補助割合の特例の規定をそれぞれの事業に応じて整備した。

(2) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区及び同連合並びに土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成8年度末における土地改良区及び同連合の地区数等は表24のとおりであり、土地改良事業団体連合会の団体数等は、下記のとおりである。

表24 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区 同 連 合			計
前年度地区数	7,681	100		7,781
本年度設立地区数	93	0		93
本年度解散地区数	201	3		204
現在地区数	7,573	97		7,670
のべ面積 (ha)	3,139,646	364,527		3,504,173

土地改良事業団体連合会 48団体、9,906会員（うち土地改良区（同連合を含む）6,401、市町村3,159、農業協同組合等346）

(イ) 検 査

土地改良法第132条に基づき、昭和29年度から土地改

良区及び同連合の検査を実施している。各年度における検査重点事項、土地改良区等の業務運営の状況及び財務内容等を勘案した上で検査計画を作成し、この計画に基づき農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分し、毎年度検査を実施している。1土地改良区当たり3年に1回の割合で検査を行うこととしている。

イ 国営関連土地改良整備強化対策

国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織基盤が弱く、業務執行体制が不備なものについて濃密な指導を行い、その業務の円滑な推進を図ることを目的とするものである。

ウ 土地改良推進対策

最近における農村社会の都市化、混住化、農民意識の多様化等を背景として、土地改良工事の施工、土地改良施設の管理、土地改良区の運営等に関する諸問題が累積し、かつ複雑化する傾向がある。

このため、都道府県段階で都道府県土地改良事業団体連合会に土地改良管理指導センターを設置し、①土地改良施設の管理指導、②土地改良事業に関する相談等の業務を実施する。また、これにあわせて当該土地改良管理指導センターの活動に対する積極的な指導調整等を行うことを目的として中央段階に中央土地改良管理指導センターを設置し、①都道府県土地改良指導センターの組織運営及び業務活動についての指導及び情報の提供、②都道府県土地改良管理指導センターの専門指導員の資質の向上を図るための研修会の開催、③土地改良施設維持管理適正化事業に係る資金の管理業務等を実施した。

なお、平成8年度は、2億9,777万円を計上し、全国土地改良事業団体連合会及び県土連が実施した上記各事業に対し助成を行った。

エ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の進展に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展する一方、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修がきわめて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修については本来土地改良区等土地改良施設の管理者自らがこれを行うべきであるが、最近における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われにくい実状がある。

このような実状にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識

の高揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

また、転作に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、市町村生産調整推進計画に資するために当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた施設の整備改善を行う施設改善対策事業を実施するとともに、一定水準以上の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する転作の団地化に伴う施設改善対策事業の増嵩分（事業費の2割を限度）に対して助成する団地化対策事業を実施した。

なお、平成8年度の実施状況は、表25のとおりである。

表25 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況
(単位：千円)

	7年度	8年度
年間総事業費	12,298,450	12,810,945
国庫補助額	3,866,498	4,027,552

オ 土地改良区総合強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を早期に育成していくためには、地域の地縁団体として地区内農地の情報に通じ、農業用水を管理している土地改良区が水と土についての調整機能を十分に発揮していく必要がある。しかしながら、近年の農村地域の都市化・混住化の進行等の中で土地改良区の組織・財政基盤が脆弱化してきており、また、末端の水管理や施設の整備補修に集落機能を期待し得ない事態が生じてきている。

このような実情にかんがみ、①土地改良区がおおむね10年を見通した土地改良区組織運営の在り方等の基本となる構想及び地域の実情に応じて統合整備関連構想、集落管理区分調整関連構想、適正区域関連構想又は土地利用調整関連構想のいずれかの活性化重点構想を策定する活性化構想策定事業、②都道府県の統合整備基本計画又は活性化構想に基づき土地改良区の合併、合同事務所の設置や土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業、③土地改良施設の利用調整に関する市町村協議の推進、土地改良区への指導、援助及び活性化構想に基づき農業用排水の水質保全に対する啓発普及を行う農業用排水路等利用調整事業を実施した。なお、平成8年度予算は、①活性化構想策定事業が51地区、予算額1億9,815万円、

②統合再編整備事業が53地区、予算額2億2,907万円、
③農業用排水路等利用調整事業が6地区、予算額3,248万円である。

(3) 農用地の集団化

ア 換地処分等促進対策

換地処分等の促進を図るため、全国土地改良事業団体連合会に中央換地センターを、都道府県土地改良事業団体連合会に道府県換地センターを設置するとともに、都道府県、中央換地センター、道府県換地センター及び全国農業会議所による換地処分又は交換分合に関する講習、指導等の啓発普及、技術者育成対策、異議紛争の処理対策及び農地の連坦化の促進指導活動等を実施した。

なお、8年度予算額は、3億7,822万円である。

イ 農用地集団化事業

(ア) 交換分合及び換地処分による農用地の集団化

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るうえできわめて重要であるので、土地改良法に基づき、は場整備事業等に伴いその事業主体が行う換地処分及び農業委員会等が実施主体として行う交換分合を実施している。

この事業に関する助成は、交換分合については24年度から、換地計画については29年度から実施してきたが、47年度からは、換地を伴う土地改良事業の事業計画段階における換地関係の基礎調査及び基本方針(「換地設計基準」という。)の作成を行うための換地設計に対し、55年度からは、農用地の集団化を図る機会に換地又は交換分合の手法を活用して農用地の利用権等の集積を円滑に推進していくための農用地利用権集積対策に対し、63年度からは、集落地域整備法に基づく集落農振計画区域内等で行われる換地計画の樹立及び換地処分の適正かつ円滑な実施を図るための集落整備地域換地設計に対し、元年度からは、所有権の交換分合に併せて利用権の設定を推進する利用権活用型交換分合に対し、2年度からは、重点的に交換分合を推進する地域の選定等を行う交換分合推進計画の作成並びに換地計画を定める地域に隣接又は介在する等の農用地を併せて地域としての一体的な農用地の集団化を図る換地処分併せ交換分合及びその前提作業としての交換分合基準含み換地設計に対し、3年度からは、換地業務未済の工事完了地区に対する換地計画業務及び非農用地に係る基準づくり等を行う非農用地換地設計に対し、4年度からは、担い手農家に着目し、その経営農用地を農場的に集団化するとともに、その隣接地への利用権設定、農作業受委託の促進を行う農場型交換分

合及び担い手農家の所有権だけでなく、利用権設定、農作業受委託も含めた連坦団地形成を図るための換地設計を実施する面的集積促進換地設計に対し、6年度からは、交換分合と農地保有合理化事業を有効に結びつけて、不規則・散発的に発生する低利用・未利用農用地を育成すべき経営体に円滑に集積する農地保有合理化関連交換分合及び従来、事業着工前年度に実施していた各種の換地設計業務を整理統合、メニュー化するとともに、農用地の利用集積を図るために必要な業務を加えた経営体育成促進換地等調整事業に対し、7年度からは、耕作放棄地の有効活用を図る耕作放棄地活用型交換分合に対し、補助を行った。

(イ) 交換分合附帯農道等の実施

農用地の交換条件を整備し、集団化事業の推進を図るとともに大型機械の導入による労働力の節減など集団化効果を一層向上させるため、交換分合事業と一体の計画のもとに34年度から農道、47年度から軌道、索道、58年度から小規模な客土、暗渠、農業用排水施設、元年度からは場均平の整備に対し助成を行った。

(ウ) 農用地集団化事業の実施状況

8年度における事業の実施状況は表26のとおりである。

表26 農用地集団化事業実施状況

種 別	事業量	事業費 (千円)	補助金 (千円)
農用地集団化事業			
農林水産省	41地区 13,128ha 699筆	919,510	372,964
北海道	10地区 14,440ha 酪農1戸 畑作1戸	384,464	153,875
沖縄	150ha	8,592	6,348
計	51地区 27,568ha 699筆 酪農1戸 畑作1戸	1,312,566	533,187
交換分合附帯農道等			
農林水産省	—	16,384	7,406
北海道	—	114,556	57,277
沖縄	—	—	—
計	—	130,940	64,683

(注) 事業量欄の、①地区数は交換分合推進計画、交換分合調査年度、換地処分併せ交換分合及び集落整備地域換地設計の実施地区数、②面積は経営体育成促進換地等調整事業、交換分合の実施面積、③筆数は農場型交換分合の筆数である。

(4) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、7年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表27のとおりである。

表27 管理委託実績(7年度末)

区 分	完了地区数	委託地区数
直 轄	763(33)	612(26)
代 行	547	529
計	1,310	1,141

(注) () は部分完了地区数(外数)を示す。

(5) 融 資 関 係

ア 農業基盤整備資金(耕地)

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付決定額は、表28のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付決定額は補助残資金1億1,674万円で前年比40.9%、非補助資金は1,090万円で前年比皆増、合計1億2,764万円で前年比44.7%となった。

表28 8年度貸付決定額

(単位:百万円, %)

	7年度貸付 決定額 A	8年度貸付 決定額 B	B/A
農業基盤整備資金			
(耕 地)	111,056	84,253	75.9
補 助	85,444	64,370	75.3
県 営	67,778	50,609	74.7
団 体 営	17,666	13,760	77.9
非 補 助	25,612	19,883	77.6
一 般	25,006	18,713	74.8
利 子 軽 減	606	1,170	193.1
担い手育成農地集積資金	10,396	11,473	110.4
合 計	121,453	95,726	78.8

(注) 農林漁業金融公庫「業務統計」による。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付決定額は、表28のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付決定額が4,547万円で前年比155.9%であった。

(6) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

なお、8年度予算は、250億円である。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額(平準化目標額)を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成8年度新たに48地区の認定を行った。

また、平成8年度末現在で、725地区認定している。

イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が3.5%を超える利息相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成8年度新たに、404地区の認定を行った。

また、平成8年度末現在で1,132地区認定している。

ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金(円滑化資金)を借り入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成8年度末現在で、27地区について認定している。

なお、土地改良事業償還円滑化特別対策事業の昭和63年度及び平成元年度の融資に係る利子補給は、従前の事業で行い、8年度予算は、1,542万円であった。

エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成8年度までの指定地区は、39地区であった。

オ 平成5年度冷災害被災地域土地改良負担金償還

円滑化特別事業

本事業は、平成5年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度の特例的な事業として創設されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改良区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子補給するものであり、平成5年度に認定した58地区に対し、平成8年度分の利子補給を行った。

2 農業水利関係

河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議

建設大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可若しくは認可又は第34条第

1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならないことになっている。

これにより、建設大臣は、取水量が毎秒1 m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表29のとおりである。

表29 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年 度	かんがい	発 電	計
4	18	0	18
5	29	0	29
6	13	0	13
7	20	0	20
8	25	0	25

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。